



教育相談

【対象となるお子さん】

幼稚園・保育園年長児 ～ 小学生・中学生

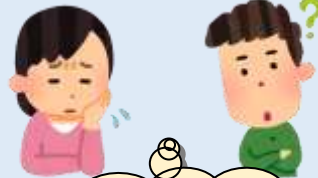
嶺南教育事務所 特別支援教育課

教育相談の流れ

①学校や園からの相談電話

地区の担当者が、電話で相談に応じます。

ルールが守れない
すぐかっとなる
園や学校でのトラブル
が多い



ことばが出ない
うまく話せない

気がかりな
くせがある
落ち着きがない

学校・園からの
相談の場合

保護者からの
相談の場合

②申請書の提出

(園 → 嶺南教育事務所)

(学校 → 市町教育委員会 → 嶺南教育事務所)

提出の前には、園や学校において、支援会議等で指導や支援の方針を話し合ってください。

そして、主訴(園児・児童生徒の実態等)と園や学校の指導・支援の基本方針(支援方針)を、**教育相談申請書**にご記入ください。

また、「子育てファイル・ふくいっ子」の**基礎調査票**と**評価シート**を添えてご提出ください。

③初回の相談(来園・来校・来所)や観察

事務所に来ていただいたの相談、園や学校に出向き観察・相談等をさせていただきます。



その後は、ケースに応じて、発達検査や支援会議・保護者との話し合い等を通して、お子さんのよりよい成長に向け、継続した支援をさせていただきます。